

長野県看護大学利益相反マネジメント規程施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、長野県看護大学利益相反マネジメント規程（以下「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(自己申告書)

第2条 規程第10条に基づく自己申告は、教職員等が次項各号に掲げる事由に該当する場合、若しくは役員に就任するなどしてその運営に相当の影響を有する法人が次項第1号から第6号に掲げる事由に該当する場合に行うものとする。

2 前項に定める自己申告を行う事由は次の各号に定める場合とする。

- (1) 研究活動等に係る企業等への技術移転（実施許諾、権利譲渡、技術指導を含む。）を行う場合で、同一企業等から合計して年間200万円以上の金銭を受け入れている場合
- (2) 研究活動等に係る企業等との共同研究又は受託研究を行う場合で、同一企業等から合計して年間200万円以上の金銭を受け入れている場合
- (3) 研究活動等に係る企業等からの研究助成金又は教育研究奨励寄附金の受入れにおいて、同一企業等から合計して年間200万円以上の金銭を受け入れている場合
- (4) 研究活動等に係る企業等で教職員等が行う兼業活動に関して、同一企業等から合計して年間100万円以上の金銭を受け入れている場合
- (5) 研究活動等に係る企業等から、給与、原稿料、寄附金その他これらに類するもの、設備又は物品等の提供により個人的な経済的利益を得る場合で、同一企業等から合計して年間100万円以上の金銭を受け入れている場合
- (6) 研究活動等に係る企業等から、発行済み株式総数5%以上の公開株式又は1株以上の未公開の株式、出資金、新株予約権、受益権等の個人的な経済的利益を得る場合
- (7) 研究活動等に係る企業等へ学生等を当該活動に従事させる場合
- (8) 研究活動等に係る企業等に対する大学の施設及び設備の利用を提供する場合
- (9) 研究活動等に係る企業等から200万円以上の物品を購入する場合
- (10) 上記のほか、検討会議が対象と認める場合

3 前2項に基づき自己申告をする者は、利益相反に関する自己申告書（様式第1号。以下「自己申告書」という。）を学長に提出しなければならない。

4 前3項の自己申告は次の各号の方法で行うものとする。

- (1) 一括申告 前年度1年間の内容について毎年7月31日までに申告を行うもの
- (2) 随時申告 一括申告の期日後、申告要件に該当していた場合、又は新たに利益相反の状態に陥る可能性のある場合に随時申告を行うもの

(是正措置等決定通知書)

第3条 規程第17条3項に基づく是正措置等の決定の通知は、利益相反に関する是正措置等決定通知書(様式第2号)で行うものとする。

(是正措置に対する実施報告書)

第4条 規程第18条に基づく是正措置に対する実施報告は、利益相反に関する是正措置実施報告書(様式第3号)で行うものとする。

(不服申立書)

第5条 規程第19条に基づき不服申立てをしようとする者(以下「不服申立人」という。)は、利益相反に係る不服申立書(様式第4号)を学長に提出しなければならない。

(不服申立取下書)

第6条 規程第24条に基づく不服申立ての取下げは、利益相反に係る不服申立取下書(様式第5号)により行わなければならない。

(諮問通知書)

第7条 学長は、規程第25条に基づき長野県看護大学利益相反に係る不服申立審査会に諮問したときは、不服申立人に対し、利益相反に係る諮問通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(主張書面)

第8条 規程第29条及び第31条に規定する書面は、利益相反に係る主張書面(様式第7号)とする。

(答申書)

第9条 規程第33条に規定する書面は、利益相反に係る答申書(様式第8号)とする。

(裁決書)

第10条 規程第37条第4項に規定する書面は、様式第9号による利益相反に係る裁決書とする。

(施行細則の委任)

第11条 この細則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。